

弟子檀那中への御状

文永五年一〇月一日 四七歳

大蒙古国の簡牒かんちょう到来に就いて十一通の書状を以て方々へ申さしめ候。定めて日蓮が弟子檀那、流罪死罪一定ならんのみ。少しも之を驚くこと莫なかれ。方々への強言ごうごん申すに及ばず。是しかしなが併にら而強毒ごうどくし之の故なり。日蓮庶幾しよきせしむる所に候。各々用心有るべし。少しも妻子眷属けんぞくを憶おもふこと莫なかれ、權威を恐るゝこと莫なかれ。今度生死の縛ばくを切りて仏果を遂げしめ給へ。鎌倉殿・宿屋入道・平左衛門尉・弥源太・建長寺・寿福寺・極楽寺・多宝寺・浄光明寺・大仏殿・長楽寺口上十箇所。仍なほて十一通の状を書きて、諫訴かんそせしめ候ひ畢んぬ。定めて子細あるべし。日蓮が所に来たりて書状等披見せしめ給へ。恐々謹言。

文永五年戊辰十月十一日

日蓮花押

日蓮弟子檀那中